

外貨で運用する
積立年金保険

生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)

契約締結前交付書面
(契約概要／注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づく、
契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

ご契約前に必ず十分にお読みください

「契約締結前交付書面」は、ご契約の申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、毎月お申込みいただく定額の保険料円払込金額を、所定の為替レートで契約通貨（米ドル）に換算し、その外貨建ての保険料を毎月更改される所定の積立利率で積立てる外貨建ての定額年金保険です。

※ 積立利率について詳しくは、P.2の「2.積立利率について」をご参照ください。

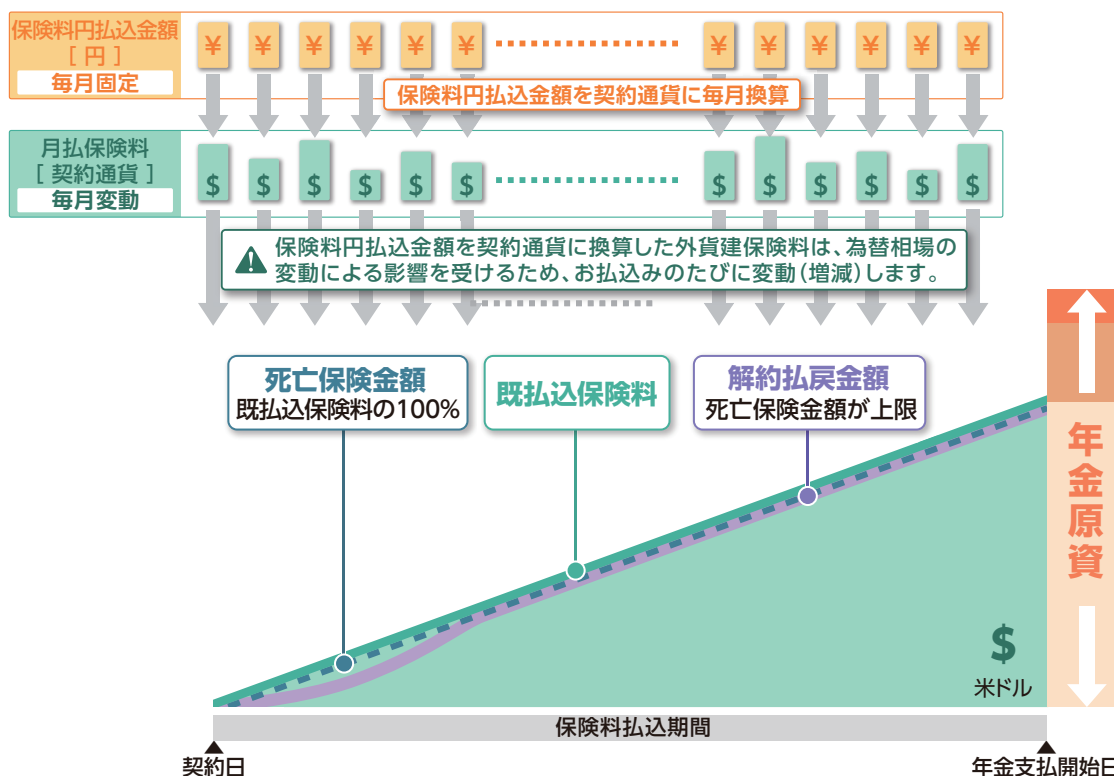
『積立年金保険』の正式名称は、生存保障重視型平準払個人年金保険（利率変動型）です。

- 年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を低く抑えることにより、将来の年金原資を大きくします。
- ご契約時に保険料払込期間と保険料払込期間満了から年金支払開始日までの期間（据置期間）を設定いただけます。
- 年金の受取方法は、年金総額保証付終身年金となります。なお、年金支払開始日前に年金種類を確定年金、保証期間付終身年金に変更いただけます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

この保険は、為替の変動によるリスクがあります。そのため、保険金等の合計額が、お申込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.10の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



※ 上図は保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の年金原資等を保証するものではありません。

※ 商品性を理解いただくために簡略化しています。

2 積立利率について

- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および契約時に定めた年金支払開始日までの期間に応じて三井住友海上プライマリー生命が毎月設定する基準利率となります。
- 市場金利の影響で積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。
- 契約日後は、毎月の契約応当日ごとに積立利率を更改します。この積立利率は、契約日から該当する契約応当日までの基準利率を契約日および該当する契約応当日の属する月に対応する外貨建て保険料で加重平均した利率となります。なお、契約日から契約日の月単位の応当日までの期間が120か月超＜＊＞となった場合、適用する基準利率を変更します。
＜＊＞ ご契約の際に保険料払込期間を10年(据置期間は0年)とされた場合は60か月超
※ 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 基準利率は、契約時に定めた年金支払開始日までの期間および契約通貨に応じた指標金利に基づき三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.9の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 基準利率の水準にかかわらず、積立利率は最低保証積立利率(1.5%)が保証されます。
- 積立利率は、将来の年金および保険金等を支払うために積立てる積立金額の計算に適用します。その計算にあたっては払込保険料から所定の費用を差し引き、経過年月数に応じて計算します。そのため、積立利率は、年金原資の払込保険料総額に対する実質的な利回り(年複利)とは異なります。

3 保障の内容について

年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合の死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料に相当する金額となります。この商品の「ご契約のしおり・約款」に記載の死亡保険金の型は、「100%保障型」です。



免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4 年金について

1. 年金受取

年金の受取方法は、年金総額保証付終身年金となります。なお、年金支払開始日前に年金種類を確定年金、保証期間付終身年金に変更いただけます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

※ 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受取りいただけます。また被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまで、年金を引続きお受取りいただけます。死亡一時金はありません。



- ・ 将来受取る年金額は、年金支払開始日における年金原資および基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご契約時には定まっていません。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 継続運用

年金支払開始日を1年単位で繰下げることにより、運用を継続することができます。



繰下げ後の年金支払開始年齢は90歳までとなります。

5

保険料払込の停止・自動停止・再開について

- 契約日からその日を含めて10年以上にわたり保険料が払込まれた場合で、かつ保険料払込期間中に限り、ご契約者のお申出により保険料の払込みを停止して、ご契約を有効に継続することができます。(保険料払込の停止)
また、猶予期間内に保険料が払込まれない場合には、払込期月の保険料から払込が停止されたものとして取扱い、ご契約を有効に継続させます。(保険料払込の自動停止)
- 保険料払込の停止または自動停止している場合で、かつ保険料払込期間中に限り、ご契約者のお申し出により、保険料払込を再開することができます。

※ 詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。



- ・ 保険料払込の停止をした場合、保険料払込の停止をしなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。
- ・ 「個人年金保険料税制適格特約」が付加された契約で、保険料払込の停止等が行われ、保険料が定期に払い込まれないこととなった場合、この特約は消滅します。そのため、保険料払込を再開した場合の以後の払込保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。



- ・ 保険料円払込金額を減額した場合、減額しなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。また、ご契約後早期に減額した場合には、保険料から控除される費用の影響により、契約通貨建て既払込保険料に対する年金原資の割合は、多くの場合、減額しなかった場合と比べて小さくなります。
- ・ この保険は、保険料円払込金額を増額することができません。したがって、減額後、元の保険料円払込金額に戻すことはできません。

7

配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

● 三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)

保険料払込期間中に三大疾病(ガン(悪性新生物<*1>)、心疾患、脳血管疾患)により被保険者が所定の状態に該当された場合、将来の保険料の払込みを免除します。

● 個人年金保険料税制適格特約

ご契約が所定の条件をすべて満たす場合に限り、保険料円払込金額が所得税法に定める「個人年金保険料」に該当し、「個人年金保険料控除」の適用を受けることができます。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日<*2>における所定の為替レートとなります。

● 年金円支払特約

外貨建ての年金を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、年金の支払事由が発生する日<*2>における所定の為替レートとなります。

● 円換算額自動確保特約

契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)があらかじめ為替レート(指定為替レート)を設定することで、毎年、年金支払日<*2>の円支払特約レートが、指定為替レートと同じまたは円安になった場合は円で年金をお支払いし、円高となった場合は、三井住友海上プライマリー生命が定める利息を付して契約通貨で据置きます。据置いた年金は、据置き後も毎営業日判定を行い、指定為替レートと同じまたは円安になった場合に円で年金(利息を含む)をお支払いします。

● 年金分割支払特約

年金を年2回、年6回、年12回に分割してお受取りいただけます。

● 年金奇数月支払特約

年金支払日が偶数月の場合、年金を6回に分割し、奇数月の月単位の契約応当日にお受取りいただけます。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人等にかわって年金等を請求することができます。

<*1> 上皮内ガンは除きます。

<*2> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

契約通貨		米ドル
保険料 円払込金額	最低	月額5千円(千円単位)
	最高	月額40万円
保険料払込方法	回数	月払(毎月、1か月分の保険料円払込金額<*>を払込み) <*>「三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)」を付加している場合、特約保険料を含みます。
	経路	クレジットカード払
契約者/年金受取人		被保険者と同一の契約のみお取扱いいたします
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		18歳～80歳
保険料払込期間/据置期間		保険料払込期間:10年～50年/据置期間:1年～30年 ※ 据置期間は設定しないこともできます。 ※ 年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳を上限とします。
年金支払開始年齢		28歳～90歳
年金支払期間		終身
保険料円払込金額の増額		お取扱いいたしません
保険料円払込金額の減額		減額後の毎月の保険料円払込金額:5千円以上
一部解約		お取扱いいたしません

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の平準払保険のご契約がある場合、保険料円払込金額の累計額を合算し、この合算額の上限は7億円となります。

※ この保険には、円入金特約(平準払用)および責任開始期に関する特約が付加されております。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※ この保険の保険期間は、保険料払込期間と据置期間、および年金支払期間からなります。

10 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 年金支払開始日前の解約払戻金額は、契約通貨建て既払込保険料に相当する金額または積立金額のいずれか小さい額となります。

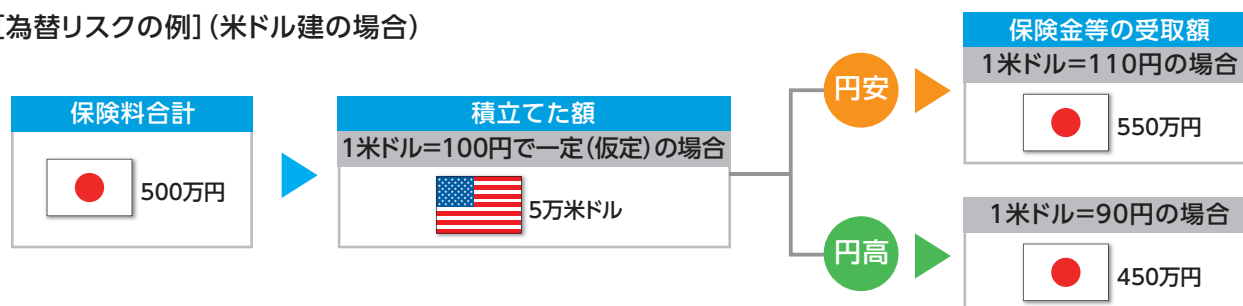


- ・ 解約払戻金額は、死亡保険金額を上限とします。
- ・ 解約払戻金額は、契約通貨建て既払込保険料を下回る場合があります。

11 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨で受取る場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.10の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

12 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.9の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

13 金銭の授受について

この保険に係る保険金等のお支払い等は、原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起 情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● 年金支払開始日前にご負担いただく費用

- ・ 払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。
- ・ 年金支払開始日前に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、契約時に定めた年金支払開始日までの期間および契約通貨に応じた指標金利の－1.0％～＋1.5％の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、基準利率は0.01％を下回ることはありません。
 - ※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・ 契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。
 - ※ これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。
 - ※ 指標金利、基準利率および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の 円入金特約 (平準払用) レート	TTM + 50 銭
保険金等を円で受取る場合の 円支払特約レート	TTM - 50 銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用 (遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な 費用ならびに年金等を 支払うための費用	年金額に対して 1 %	年金支払日に 責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金、年金等 (以下、保険金等) を円で受取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、お申込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合 (契約時の為替レートと同じ) でも、為替手数料分の負担が生じます。また、保険料円払込金額を契約通貨に換算した外貨建保険料は、為替相場の変動による影響を受けるため、お払込みのたびに変動 (増減) します。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (申込完了の際に送信するメールに記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇
⑥第1回保険料払込金額	⑥30,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が個人事業主(雇用主)で事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券を受領した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、下表のとおり、三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

三大疾病保険料払込免除特約（平準払定額保険用）	責任開始の日
付加なし	申込日
付加あり	申込日または告知日のいずれか遅い日

契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活について

保険料は、払込期月＜＊1＞内にお払込みください。また、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。

＜＊1＞ 第2回保険料の払込期月は契約日が属する月の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、各回の払込期月は、順次到来する月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までとします。

保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までとします。

猶予期間内に保険料が払込まれない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。ただし、保険料払込の自動停止が可能な場合には、保険料払込を停止し、ご契約を有効に継続することができます。

第1回保険料の払込み＜＊2＞にも猶予期間＜＊3＞があります。ただし、その猶予期間内に払込まれない場合、保険契約は無効となります。この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。

なお、無効となったご契約のご契約者または被保険者については、三井住友海上プライマリー生命では一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）新たなご契約のご契約者または被保険者としてお引受けいたしません。

＜＊2＞ 払込期間は、責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月末日までとします。

＜＊3＞ 第1回保険料の払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日までとします。

一旦失効した契約であっても、失効日からその日を含めて3か月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。ただし、三大疾病保険料払込免除特約（平準払定額保険用）を付加している契約については、健康状態などによっては、同特約を復活できない場合があります。

7 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができません。

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合には、保険金等のお支払いはできません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

8 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、契約通貨建て既払込保険料に相当する金額または積立金額のいずれか小さい額となります。

詳細については、「契約概要」P.7の「10.解約払戻金について」をご参照ください。

9 契約が消滅したときの保険料のお取扱いについて

この保険は、保険料をお払込みいただいた後、その保険料の払込期月の途中でご契約が消滅したとき（解約時、死亡保険金支払時等）に、払込まれた保険料のうち、払込期月内の未経過期間に応じた保険料相当額を払戻すお取扱いはありません。

10

生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問合わせください。

11

為替リスクについて

為替リスクについては、P.10の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

12

預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

13 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始の日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、為替相場等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)を付加した場合について

● 告知義務について

契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのまま正しく告知をしていただく義務があります。

特約の締結にあたっては、現在の健康状態等を「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます)」で三井住友海上プライマリー生命がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知いただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、三井住友海上プライマリー生命は「告知義務違反」としてこの特約を解除することがあります。この場合、保険料の払込みを免除することができません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取扱います。ただし、保険料の払込みを免除する事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合は、保険料の払込を免除します。

告知受領権は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

三井住友海上プライマリー生命の社員または三井住友海上プライマリー生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険料の払込免除のご請求の際、その内容等についてご確認させていただく場合があります。

● 保険料の払込を免除することができない場合について

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合には、保険料の払込を免除することはできません。

主契約の重大事由によりご契約が解除された場合のほか、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合などにも保険料の払込を免除することができないことがあります。

告知義務違反によりこの特約が解除となった場合や責任開始期前に発病した場合は、保険料の払込を免除することができないことがあります。

14 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

15 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算した上で、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。なお、この保険には円入金特約（平準払用）が付加されていますので、お払込みいただいた保険料円払込金額について、円建ての生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
年金	年金支払日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日	対顧客電信買相場 (TTB)

● 払込保険料の税務

- 主契約の保険料について、1月から12月までにお払込みいただいた正味保険料の合計額が、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。また、「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合、「一般の生命保険料控除」とは別枠で、「個人年金保険料控除」の対象となります。
- 「三大疾病保険料払込免除特約（平準払定額保険用）」を付加した場合、その特約部分の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊＞

＜＊＞「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

受取時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が同一人	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税



- ・ 税金のお取り扱いについての詳細は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「**基準所得税額×2.1%**」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2024年11月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

16

保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり・約款**」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人等である契約において、その年金受取人等に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人等にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。）

17

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。



A series of horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a guide for handwriting practice. The lines are evenly spaced and extend across the entire width of the writing area.

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

お問い合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

